

## 令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務

#### (2) 事業の目的

高知県観光の持つ魅力を効果的に伝える視覚的効果の高い観光ポスターにより、ポスターを観た方の高知県来訪の意欲を高めることを目的とする。

#### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年2月29日（木）

### 2 見積限度額

2,133千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 審査委員会の設置

別途定める「令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

### 4 企画提案者の決定方法

公募型

### 5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。

選定後には、候補者と協会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

なお、5日以内（土、日、祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と、協会が改めて交渉を行うこととします。

### 6 資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（別紙A）に該当しない者であること
- (2) 高知県の「令和3年度から5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者である

こと

- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」(別紙B)に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する支店・営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する支店・営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 7 説明会

- (1) 日時 令和5年7月4日(火) 午後1時から
- (2) 場所 高知県 職員能力開発センター(201会議室)(高知市丸ノ内2-1-19)  
会場の都合により、1参加者あたり2名までとします。  
なお、説明会への出席は、プロポーザル参加の必須条件ではありません。

## 8 質疑と回答

質疑は、令和5年7月5日(水)午後3時(必着)までに、募集要領の別紙様式1により持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る)もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAX及び電子メールによる場合は、送信後、電話により協会まで着信を確認してください。質疑と回答の内容は、協会のホームページに掲載します。

## 9 参加申込及び資格要件の確認

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書(別紙様式2-1)
- ② 共同提案者一覧(別紙様式2-2) ※共同提案の場合のみ
- ③ 資格要件確認書(別紙様式3)
- ④ 提出者の概要(団体概要等)
- ⑤ 都道府県税の納税証明書(コピー可)
- ⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書(コピー可)

### (2) 参加申込書等の提出

- ① 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)
- ② 提出期限  
令和5年7月14日(金)午後3時(必着)
- ③ 提出先  
〒780-0056 高知市北本町2-10-10 (こうち旅広場内)  
公益財団法人 高知県観光コンベンション協会  
プロモーション部(担当)安岡・山口 (TEL) 088-823-1434

### (3) 資格要件の確認

協会では、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年7月14日(金)までに申込者へ電子メールで通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土、日、祝日を除く。）以内に、書面により、協会会長（以下、「会長」という。）に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 会長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により回答します。

1.0 企画提案書の作成及び提出

別途定める「令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(2) 提出期限

令和5年8月3日（木）午後3時（必着）

(3) 提出先

〒780-0056 高知市北本町2-10-10 こうち旅広場内  
公益財団法人高知県観光コンベンション協会  
プロモーション部（担当）安岡・山口（TEL）088-823-1434

1.1 審査

別途定める「令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

1.2 審査結果

審査結果は、審査委員会の後、令和5年8月10日（木）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱（以下「要綱」という。）（別紙C）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

1.3 日程

令和5年6月30日（金）	公示・募集開始
7月4日（火）13時	説明会
7月5日（水）15時	プロポーザルに関する質問締め切り
7月6日（木）	質問に対する回答期限
7月14日（金）15時	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
7月14日（金）	参加資格要件確認通知
8月3日（木）15時	企画提案書の提出締め切り

8月10日（木）予定 審査結果通知

#### 1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（協会内及び審査委員会での使用に限る。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には、要綱に基づき、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は要綱第3の3の（3）の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を開示すると支障が生じる書類（別紙様式4）により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、要綱に基づき、協会が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

#### 1.5 問合せ先

公益財団法人 高知県観光コンベンション協会

〒780-0056 高知市北本町2-10-10 こうち旅広場内

（担当）プロモーション部 安岡・山口

（TEL） 088-823-1434

（FAX） 088-873-6181

（E-mail） kochitabi@kvca.jp

#### 1.6 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の協会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、協会職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合